

令和 3 年度
市有財産（土地）の売払い
一般競争入札

入札案内書

令和 3 年 1 月実施

大和市役所 総務部 管財課

◆事務の流れの概要

①入札参加申込みの受付

令和3年10月12日(火)から10月29日(金)まで
土曜日及び日曜日を除いて、4階管財課(市役所4階)で受付します。



②入札の実施

令和3年11月15日(月)午前10時から入札を行います。また、その場で開札を行い、落札候補者を決定します。落札候補者以外の方には入札保証金を返還する手続きを行います。



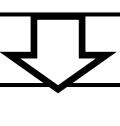
③落札候補者の決定

契約締結に向け、落札候補者が暴力団等に該当しない確認をするなど必要な調査を行い、落札候補者を落札者として決定します。この手続きには1週間から10日程度かかります。



④契約の締結及び契約保証金

落札者として決定後、7日以内に売買契約の締結を行います。
なお、売買契約締結までに、売買代金の10%以上の契約保証金を納付していただきます。入札保証金は契約保証金に充当することが可能です。



⑤市と落札者が売買契約を締結

契約保証金の納付確認の後、売買契約の締結を行います。



⑥売買代金納付

契約保証金との差額分は、契約締結日の翌日から起算して30日以内に代金を納付していただきます。



⑦所有権移転手続

売買金額の全額を納付された時点で所有権を移転し、現状有姿で引渡しをいたします。その後、落札者から必要書類等をお預かりし、市が所有権移転登記を行います。

この冊子に関する問合せ先

大和市役所 総務部 管財課 管財係

直通電話 046-260-5311

FAX 046-264-6105

[問合せフォームはこちら](#)

(https://secure.okbiz.okwave.jp/yamato/helpdesk?category_id=16&site_domain=default)

目 次

◆入札実施要領

1. 売払い物件	1
2. 入札実施の日程	1
3. 入札参加申込み	1～2
4. 物件の現地確認	3
5. 入札保証金	3
6. 入札書及び入札金額	3～4
7. 入 札	4～5
8. 契約保証金と売買契約締結	5～6
9. その他	6

◆入札関係書式

入札参加申請書兼誓約書	7
市税等納付状況確認同意書	8
役員名簿	9
入札書	10
委任状	11
入札用封筒の作成について	12
入札保証金返還請求書	13

◆土地売買契約書（案）

14～18

◆物件調書

19～21

◆図表等

物件案内図	22
物件詳細図（換地図、地積測量図等）	23～26

◆関係法令抜粋

27～28

◆本件入札会場の案内図

29

令和3年度市有財産（土地）の売払い一般競争入札実施要領

1. 売払い物件

下記の土地

番号	所在 地	地目等	公簿面積	最低制限価格
1	大和市渋谷一丁目 9 番 6	雑種地	181m ²	141,054,600 円
2	大和市渋谷五丁目 1 番 22	雑種地	218m ²	
3	大和市渋谷五丁目 1 番 29	雑種地	177m ²	
4	大和市渋谷六丁目 19 番 4	雑種地	91m ²	
5	大和市渋谷六丁目 19 番 21	雑種地	150m ²	
6	大和市渋谷六丁目 19 番 9	雑種地	175m ²	
7	大和市渋谷六丁目 18 番 6	雑種地	18m ²	
8	大和市渋谷六丁目 18 番 15	雑種地	35m ²	
合計			1,045m ²	

※上記の物件（土地）に係る売買契約は非課税取引です。

※物件の詳細は物件調書別表（21 ページ）をご確認下さい。なお、物件調書別表には渋谷土地区画整理事業における換地面積を参考情報として記載しております。

2. 入札実施の日程

日程は次のとおりです。

- 1) 入札案内書の配布 令和3年10月1日（金）から開始
- 2) 参加申込み受付 令和3年10月12日（火）から10月29日（金）まで
- 3) 入札及び開札 令和3年11月15日（月）に実施

3. 入札参加申込み

1) 入札参加申込資格

次に掲げる、入札参加資格を全て満たす個人又は法人が入札に参加申込みをすることができます。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び大和市契約規則（昭和55年大和市規則第38号）第3条第1項に掲げる者でないこと。
- ②地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当する職員でないこと。
- ③公告日前2年以内に銀行又は手形交換所の取引停止処分を受けていないこと（ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者であって、当該手続開始の決定後に入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）。
- ④公告日前6月以内に手形又は小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）がないこと（ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者であって、当該手続開始の決定後に入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）。

- ⑤所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- ⑥役員等（参加をしようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含む。以下同じ。）が、暴力団員等（大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号。以下「市条例」という。）第2条第4号に掲げる暴力団員等をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑦暴力団（市条例第2条第2号に掲げる暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団経営支配人等（市条例第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等をいう。）でないこと。
- ⑧役員等が自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員等を利用していないこと。
- ⑨役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与する等により、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、又は関与していないこと。
- ⑩役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

2) 入札参加申込みの受付

①申込方法

入札参加申込みの受付は次の期間と場所で行います。ご郵送や FAX による受付は行いません。必ず、持参して提出してください。

※なお、混雑の緩和、待ち時間の縮減のため、ご来庁される日時をあらかじめ電話にて、管財課（046-260-5311）まで必ずお知らせください。

◆期間：令和3年10月12日（火）から 10月29日（金）まで
(ただし、土曜日及び日曜日を除く)

<午前>午前8時45分から午前11時45分まで

<午後>午後1時00分から午後4時45分まで

◆場所：大和市役所 総務部 管財課 管財係（市役所本庁舎4階）

②提出書類

(1) 入札参加申請書兼誓約書（様式1）

(2) 市税納付状況確認同意書（様式2）

(3) 役員名簿（様式3）

※入札参加資格の照会に使用します。

(4) 証明書類（発行日から3か月以内のもの）

個人の場合 印鑑登録証明書

法人の場合 登記事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）及び印鑑証明書

(5) 国税、県民税及び市税の滞納がないことの証明書（いずれも発行日から3か月以内、最新年分のものに限る。）

※法人の場合、国税は納税証明書（その3）、県税は法人事業税及び法人県民税の納税証明書、市税は法人市民税の納税証明書を指し、法人所在地のものが必要です。

※個人の場合、国税は納税証明書（その3）、県税は県民税及び個人事業税の納税証明書、市税は個人市民税の納税証明書が必要です。

4. 物件の現地確認

本案内書の物件調査をご確認の上、必ず事前に現地及び物件状況をご確認ください。

なお、土地の外観等は自由に確認していただいて構いませんが、近隣住民の迷惑にならないよう、ご配慮をお願いします。

5. 入札保証金

1) 入札保証金の納付

入札参加申込み時に、納入する予定の入札保証金の金額（入札金額の3%以上）をお伝えください。その金額分の納付書を送付しますので、入札当日の受付前までに横浜銀行本店又は各支店で納付してください。

入札保証金の納付については、領収書にある領収印をもって確認しますので、入札当日の受付の際、領収書の原本を提示していただくとともにその写しを提出していただきます。

2) 入札保証金の金額

入札保証金の金額は、それぞれの入札参加者が入札書に記入する金額の3%以上の金額としてください。この件に関し、開札の段階で最高額の提示をした場合でも、その金額に対する入札保証金の金額が3%に満たない場合は失格としますので、入札書と入札保証金の金額に十分ご注意ください。

3) 入札保証金の還付

落札候補者以外の者が納付した入札保証金は、入札後、市が所定の手続を行った後に指定された口座へ振り込みます（入札後約1か月かかります。）。

入札保証金の還付請求は、「入札保証金返還請求書」を入札当日の受付の際に提出してください（用紙は必ず本案内書の13ページをコピーして使用してください。）。

なお、落札者の方の入札保証金に関しては、契約保証金の一部に充当することとします。

ただし、落札候補者及び落札者が落札後において、入札参加申込み資格に反する事実が判明した場合や契約を締結しない場合は、入札保証金は還付せず、市に帰属することになります。

4) 【注意】契約辞退時における入札保証金の取扱い

契約を辞退した場合には、入札保証金を還付しません。

6. 入札書及び入札金額

1) 入札書

入札には、所定の入札書（様式4）を使用してください。希望する物件の入札書を封筒に入れ、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名。）を封筒に表記してください（本案内書12ページのラベルを切り取って、これに記入し、12ページの作成例に従い封筒に貼付してください。）。入札書に使用する印鑑は、入札参加申請書に押印したものでお願いします。

また、入札書には黒又は青色のボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください（鉛筆や消せるボールペンは使用できません。）。

誤字又は脱字を加除訂正したい場合は、その箇所又はその付近に押印してください。
ただし、金額の訂正は出来ませんので、入札書は作り直してください。

2) 入札金額

入札金額は、アラビア数字を使用してください。
落札の場合には、入札金額はそのまま売買契約書に明記します。

7. 入札

1) 入札会場

入札は、次のとおり実施します。事前に入札参加申請書等を提出された方で、かつ、指定の受付時間までに受付を行った方が、入札に参加できます。
また、1者（1社）のみ参加の場合でも入札を実施します。

- ◆会 場：大和市役所 会議室棟 202会議室（案内図 29 ページ）
- ◆実 施 日：令和3年11月15日（月）
- ◆受 付：午前9時00分から午前9時50分まで
- ◆入札開始時刻：午前10時00分から

※当日の状況により、入札開始時刻は遅れる場合があります。

2) 受付

入札会場では、到着した順番で次の書類等の確認を行います。これらの中で確認できないものがあった場合には、入札に参加できませんのでご了承ください。

- (1) 入札書が入っている封筒
- (2) 代表者及び申込者本人の身元を確認できるもの（例.運転免許証、顔写真付の社員証など）
※委任された者が入札に参加する場合は不要です。
- (3) 委任状（様式5）及び委任された者の身元を確認できるもの（例. 運転免許証、顔写真付の社員証など）
※代表者及び申込者本人以外が入札に参加する場合のみ確認します。
- (4) 入札保証金の領収書原本及びその写し
- (5) 入札保証金返還請求書（様式6）

3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 参加資格のない者が行った入札又は委任状の提出のない代理人が行った入札
- (2) 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- (3) 最低制限価格に達しない入札
- (4) 同一の者により行われた2通以上の入札
- (5) 入札保証金の金額が入札書の金額の3%に満たないもの
- (6) 入札に関し不正の行為があったとき。
- (7) その他本案内書において無効とするもの

4) 落札候補者の決定

- ① 全参加者の受付・確認が終了次第、直ちに入札を実施します。
- ② 入札書投入完了後、直ちに開札を行い、最低制限価格以上で、かつ、入札無効に該当しないもののうち、最高の価格で入札を行った者を落札候補者とし、この落札金額を売買価格とします。
- ③ 最高価格の入札が同額で2者以上ある場合は、直ちに、くじにより落札候補者を決定します。
- ④ 再度の入札は実施しません。
- ⑤ 入札結果については、落札者決定後に、落札者名、落札金額及び入札参加者数を大和市ホームページで公表します（個人の場合は、落札者名を非公開とします。）。

5) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められる時又は災害その他やむを得ない理由がある時は、入札を中止し、又は入札期日を延期することがあります。

8. 契約保証金と売買契約締結

1) 入札後の事務手続

- ① 入札終了後、市は、落札候補者と売買契約事項に関する最終確認及び協議を行います。
- ② 「普通財産譲渡申請書」の様式をお渡しします。
- ③ 入札保証金及び契約保証金充当のための請求書をお渡しします。
- ④ 契約保証金を納付して頂くための納付書をお渡しします。
- ⑤ 契約締結に向け、落札候補者の入札参加資格等の再調査を行い、落札候補者を落札者として決定します。この手続には1週間から10日程度かかります。落札者には普通財産譲渡決定通知書を発行し、併せて電話等でも通知します。

2) 契約保証金の納付

- ① 契約保証金は、売買代金の10%以上の金額とします。入札保証金は契約保証金に充当しますので、落札額に対する10%以上の金額から、入札保証金の金額を除いた残金額を、入札後の協議の中で決定し、当日中に市が納付書を作成して、落札候補者にお渡しします。
- ② 契約保証金は、契約締結時までに納付していただきます。契約保証金の納付については、領収書にある領収印をもって確認しますので、契約締結の際、領収書の原本を提示していただくとともにその写しを提出していただきます。
- ③ 契約保証金は、落札者に入札保証金及び契約保証金充当のための請求書を提出していただき、売買代金の一部として納付（充当）するという形とさせていただきます。
- ④ 契約者が売買代金の支払いを行わないなど、契約者の義務を履行しない場合には、契約保証金は市に帰属することになります。

3) 売買契約の締結

- ① 落札者決定後、7日以内（普通財産譲渡決定通知書発行日から7日以内）に売買契約を締結していただきます。契約締結時に契約保証金の納付を確認させていただきます。
- ② 売買契約書には、収入印紙を貼付していただきます。この収入印紙は落札者の負担となります。
- ③ 契約書2通のうち、収入印紙貼付の1通は大和市が保管し、その他の1通は落札者にお渡しします。

4) 最終残金の納付

- ① 売買契約締結後、売買代金から契約保証金を除いた最終残金額の納付書をお渡しします。
- ② 納付期限は、売買契約締結日の翌日から起算して30日以内とします。
- ③ 最終残金納付日を所有権移転日とし、同時に売買物件の引渡しをしたものとします。

9. その他

- ① 落札者が売主となって販売を行う際、買主が暴力団事務所や反社会的団体の活動拠点等として、当該区画を使用しないことを義務付け、これに違反した場合に売買契約を解除できる条項を売買契約書の中に必ず加えてください。
- ② 本物件は、現況の状態で引き渡します。
- ③ 本物件を引き渡した後に、本物件に関して契約の内容に適合しない点があった場合でも、市は一切の責任は負いません。
- ④ 売買物件の所有権移転登記手続は、土地について必ず行うこととします。売買代金が最終的に納付された後、市が指定する団体に嘱託して登記手続を行いますが、所有権移転に係る費用（登録免許税）は、落札者の負担とします。
【登録免許税】 1,982,300円
- ⑤ 入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利子を付けません。
- ⑥ 大和市契約規則等の関係法令に従って入札、契約等を行います。

令和 年 月 日

入札参加申請書兼誓約書

大和市長 あて

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称

代表者(法人の場合)

(印)

(印鑑登録済の印)

次の令和3年度市有財産（土地）の売払い一般競争入札に参加したいので、申込みをします。

番号	所 在 地	地目等	公簿面積	最低制限価格
1	大和市渋谷一丁目 9 番 6	雑種地	1,045m ²	141,054,600 円
2	大和市渋谷五丁目 1 番 22	雑種地		
3	大和市渋谷五丁目 1 番 29	雑種地		
4	大和市渋谷六丁目 19 番 4	雑種地		
5	大和市渋谷六丁目 19 番 21	雑種地		
6	大和市渋谷六丁目 19 番 9	雑種地		
7	大和市渋谷六丁目 18 番 6	雑種地		
8	大和市渋谷六丁目 18 番 15	雑種地		

※番号は物件調書に基づきます。

なお、次の事項については事実と相違ないことを誓約し、これらのが事実と相違することが判明した場合には、本入札に関して貴市が行う措置に異議の申立てを行いません。

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び大和市契約規則（昭和55年大和市規則第38号）第3条第1項の規定に該当しておりません。

2. 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当しておりません。

3. 現在、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てはされておりません（ただし、当該手続開始の決定後に入札参加資格の再認定を受けた場合は除く。）。

4. 個人の場合

暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

法人の場合

役員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

5. 現地の状況、入札案内書の内容等全て承知のうえ申し込みます。

担当者氏名

電話番号

FAX番号

市税等納付状況確認同意書

私は、令和3年度市有財産（土地）の売払い一般競争入札参加に際して、市担当者が、市税等の賦課状況及び納付状況を確認することに同意します。

令和 年 月 日

大和市長あて

同意者 住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____

代表者(法人の場合) _____ (印)

(印鑑登録済の印)

電話 _____

市税等賦課及び納付状況確認表					
申請時の確認					
○市県民税	⇒	(非課税 · 課税 ⇒ 納付状況 [納付済み・未納あり])			
	⇒	確認日 令和 年 月 日	確認者氏名	_____ <small>(印)</small>	
○固定資産税	⇒	(非課税 · 課税 ⇒ 納付状況 [納付済み・未納あり])			
	⇒	確認日 令和 年 月 日	確認者氏名	_____ <small>(印)</small>	
○その他の市税等	⇒	(非課税 · 課税 ⇒ 納付状況 [納付済み・未納あり])			
		【課税の場合 : 税】			
	⇒	確認日 令和 年 月 日	確認者氏名	_____ <small>(印)</small>	

様式3

役員名簿

大和市長あて

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称

代表者(法人の場合)

(印)

(印鑑登録済の印)

今回、大和市の令和3年度市有財産（土地）の売払い一般競争入札に参加するに当たって、下記の役員名簿を提出します。

また、下記の役員名簿を大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第7条に基づく排除措置の対象となるか否かについて、神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日 (明治M、大正T、昭和S、平成H)	性別	住 所

※法人の登記事項証明書に記載されている役員全員について記入してください。

※氏名の欄には必ずフリガナを記入してください。

※記入欄が足りない場合はコピー等にて対応してください。

入札書

令和 年 月 日

大和市長 大木 哲 あて

住所又は所在地

申込人 氏名又は名称

代表者(法人の場合)

(印)

(印鑑登録済の印)

住 所

代理人

氏 名

(印)

入札金額		拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壹	/
												円

番号	所 在 地	地目等	公簿面積	最低制限価格
1	大和市渋谷一丁目 9 番 6	雑種地	1,045m ²	141,054,600 円
2	大和市渋谷五丁目 1 番 22	雑種地		
3	大和市渋谷五丁目 1 番 29	雑種地		
4	大和市渋谷六丁目 19 番 4	雑種地		
5	大和市渋谷六丁目 19 番 21	雑種地		
6	大和市渋谷六丁目 19 番 9	雑種地		
7	大和市渋谷六丁目 18 番 6	雑種地		
8	大和市渋谷六丁目 18 番 15	雑種地		

(注) 1. 金額の数字はアラビア数字を使用し、頭に「金」又は「¥」を記入してください。

委 任 状

大 和 市 長 あ て

私は、(住所) _____ (氏名) _____ を代理人と定め
次の事項を委任します。

委 任 事 項

1 令和 3 度市有財産（土地）の売払い一般競争入札に関する一切の権限。

上記委任のこと相違ありません。

令和 年 月 日

(住 所) _____

委任者 (名 称) _____

(代表者名) _____ (印)

(印鑑登録済の印)

入札用封筒の作成について

下の図に必要事項を記入の上、点線部分で切り取り、入札書を入れる封筒に貼付してください。

令和3年度市有財産（土地）の売払い一般競争入札	
1	入札者の住所氏名
	住所又は所在地
	氏名又は名称 及び代表者名

◆作成例

(表面)



※切り抜いた紙を封筒表面に貼付してください

(裏面)



入札保証金返還請求書

令和 年 月 日

大 和 市 長 あて

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称

代表者(法人の場合)

(印)

(印鑑登録済の印)

金 円

ただし、「令和3年度市有財産（土地）の売払い一般競争入札」の入札保証金として納付したので、下記振込先に振込みをして下さい。

振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・農協 支店						
預金種別	普通 当座 その他 ()						
口座番号 (右詰め)							
フリガナ							
口座名義人							

土地売買契約書 (案)

売主、大和市（以下「甲」という。）と買主、 （以下「乙」という。）
とは、土地の売買について次のとおり土地売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（売買物件）

第1条 甲は、その所有する別表物件目録記載の市有財産（以下「売買物件」という。）を乙
に売り渡し、乙はこれを買い受けるものとする。なお、売買土地の面積は公簿面積とする。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円とする。

2 既に納付済みの契約保証金（入札保証金からの充当分を含む。）金 円
は、前項の売買代金の一部に充当するものとする。

（売買代金の納付）

第3条 乙は、売買代金のうち契約保証金を除いた金 円を、甲の発行
する納入通知書により本契約締結日の翌日から起算して30日以内に納付しなければなら
ない。

（所有権移転及び売買物件の引渡し）

第4条 売買物件の所有権移転の時期は、乙が売買代金を完納したときとする。

2 甲は、前項により所有権が移転した後、売買物件を現況のまま引き渡すものとする。
3 本物件内の東京電力パワーグリッド株式会社又は東日本電信電話株式会社が設置してい
る電柱等について、乙は、原則として、東京電力パワーグリッド株式会社又は東日本電信
電話株式会社との使用承諾等に関する契約を、承継するものとする。

（登記手続）

第5条 前条の規定により所有権が移転したときは、売買物件の所有権移転登記手続を行う
ものとする。この手続は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後、甲が所轄法
務局に嘱託して行うものとするが、乙はこれに必要な書類を速やかに甲に提出しなければ
ならない。

2 前項の所有権移転の登記に要する登録免許税は、乙の負担とする。

（瑕疵の免責）

第6条 乙は、本契約の締結後、売買物件に数量の不足その他本契約の内容に適合しない点
を発見しても、甲に対し、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をする

ことができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合には、第4条に規定する所有権移転の日から2年間はこの限りではない。

(公序良俗の遵守)

第7条 乙は、売買物件を公序良俗に反する用途に使用してはならない。

(暴力団等の排除)

第8条 乙は、本契約の売買物件を販売するにあたっては、乙が売主となる売買契約書の中に、買主が売買物件を暴力団事務所等又は反社会的団体の活動拠点の用に供しないことを義務付け、これに違反した場合に契約解除を可能とする条項を加えなければならない。

(実地調査等)

第9条 甲は、第7条及び第8条の規定に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、売買物件を調査し、又は参考となるべき資料の提出若しくは報告を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の状況を直ちに報告しなければならない。

(違約金)

第10条 乙は、第7条及び第8条の規定に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

2 乙は、正当な理由なく、前条に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は資料の提出若しくは報告を怠ったときは、売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

3 第1項及び第2項の違約金は、第14条に定める損害賠償額の予定又は一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、及び本契約の締結又は履行について不正な行為があったときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第12条 甲は、前条に定める解除権を使用したときは、乙の支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を使用するときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を使用するときは、乙の支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(乙の原状回復義務)

第13条 乙は、甲が第11条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定した期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が原状回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として本契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならぬ。また乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えていた場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第14条 甲及び乙は、その相手方が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、相手方に対しその損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第15条 甲は、第12条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が、第10条第1項及び第2項に定める違約金並びに第13条第2項及び第14条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(公租公課)

第16条 所有権移転登記完了後における売買物件の公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担しなければならない。

(契約の費用)

第17条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第18条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する裁判所とする。

(法令等の規制の遵守)

第19号 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、本契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するにあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。

(信義則)

第20条 甲、乙両者は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第21条 本契約に疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、その都度
甲乙協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有
する。

令和 年 月 日

神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号

甲 大和市
大和市長 大木哲 

乙 ○○○
○○○
○○○ 

別表

物 件 目 錄

土地

番号	所 在 地	地目等	公簿面積
1	大和市渋谷一丁目 9 番 6	雑種地	181m ²
2	大和市渋谷五丁目 1 番 22	雑種地	218m ²
3	大和市渋谷五丁目 1 番 29	雑種地	177m ²
4	大和市渋谷六丁目 19 番 4	雑種地	91m ²
5	大和市渋谷六丁目 19 番 21	雑種地	150m ²
6	大和市渋谷六丁目 19 番 9	雑種地	175m ²
7	大和市渋谷六丁目 18 番 6	雑種地	18m ²
8	大和市渋谷六丁目 18 番 15	雑種地	35m ²
合計			1,045m ²

物 件 調 書

本入札では、下記の土地を一括で売却します。

■ 土地所在地、地目、面積

番号	所 在 地	地目等	公簿面積	最低制限価格
1	大和市渋谷一丁目 9 番 6	雑種地	181m ²	141,054,600 円
2	大和市渋谷五丁目 1 番 22	雑種地	218m ²	
3	大和市渋谷五丁目 1 番 29	雑種地	177m ²	
4	大和市渋谷六丁目 19 番 4	雑種地	91m ²	
5	大和市渋谷六丁目 19 番 21	雑種地	150m ²	
6	大和市渋谷六丁目 19 番 9	雑種地	175m ²	
7	大和市渋谷六丁目 18 番 6	雑種地	18m ²	
8	大和市渋谷六丁目 18 番 15	雑種地	35m ²	
合計			1,045m ²	

※各物件の詳細は物件調書別表（21ページ）をご確認ください。

◆最低制限価格 141,054,600 円

◆法令等による主な制限

用途地域：物件調書別表に参考データを載せておりますが、詳細はご確認ください。

防火・準防火地域：準防火地域（一部は指定なし）。詳細はご確認ください。

※この区域は、高度地区、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）による宅地造成工事規制区域、土砂災害警戒区域ではありません。

※大和市全域が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条に規定する区域に指定されています。

※本物件は、埋蔵文化財包蔵地に該当している箇所があります。詳細は大和市文化振興課市史・文化財係にお問い合わせください。

◆供給処理施設の状況

○電 気：引込対応エリア（詳細は東京電力パワーグリッド株式会社にお問い合わせください。）

○電 話：引込対応エリア（詳細は東日本電信電話株式会社にお問い合わせください。）

○ガ ス：都市ガス引込対応エリア（詳細は東京ガス株式会社にお問い合わせください。）

※需要本支管図は大和市管財課で閲覧可能です。

○上水道：引込対応エリア（詳細は神奈川県企業庁大和水道営業所にお問い合わせください。）

※管路情報図は大和市管財課で閲覧可能です。

○下水道：引込対応エリア（詳細は大和市下水道経営課にお問い合わせください。）

◆接面道路の状況

物件詳細図（22～25ページ）をご確認ください。

◆その他

※本物件にはコンクリートブロック、車止めポール、単管パイプ、木柵等が設置されている箇所があります。これらの設置物は現況のまま引き渡しをしますので、十分にご確認ください。

※本物件及び隣接地の樹木やブロック塀、フェンス、供給設備等の補修・移設・撤去・再構築の費用負担及び隣接地権者等との協議等について本市では対応いたしません。

※敷地内に電柱や支柱が設置されている物件があります。売却後の電柱等の取り扱いについては、東京電力パワーグリッド株式会社又は東日本電信電話株式会社にご相談ください。

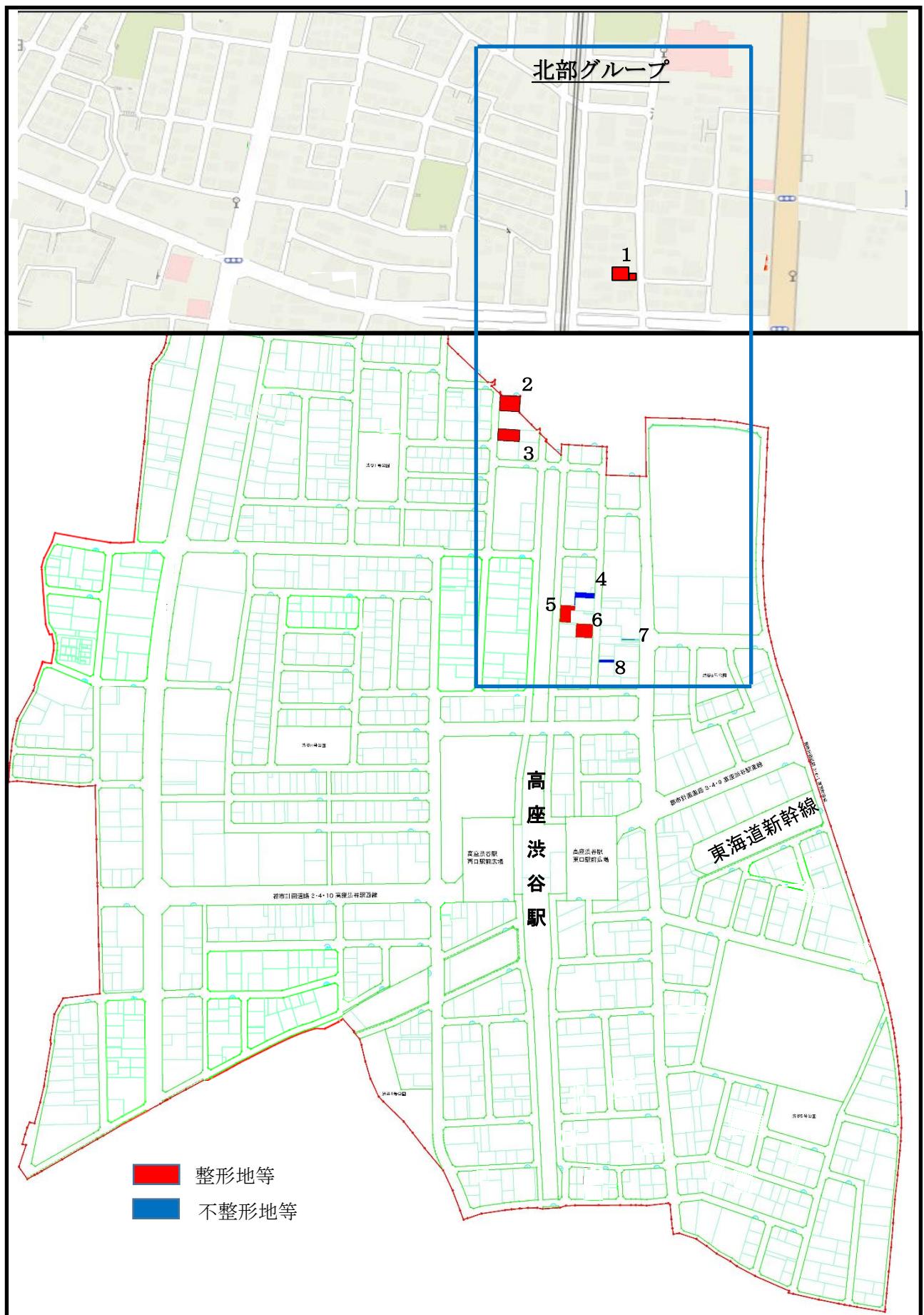
※本物件の地盤調査及び土壤汚染調査は行っておりません。

※物件調書と現地の現況と異なる場合は、現況が優先されますので、十分な調査・確認を行ってください。

物件調書 別表

番号	町名	番	枝番	地目	公簿面積 (m ²)	換地面積 (m ²)	用途地域	備 考
1	渋谷一丁目	9	6	雑種地	181	181.19	第1種住居地域	・防草シート及び木柵あり
2	渋谷五丁目	1	22	雑種地	218	218.47	第1種住居地域	・防草シート及び単管パイプ柵あり ・電柱1本あり
3	渋谷五丁目	1	29	雑種地	177	177.63	第1種住居地域	・防草シート及び単管パイプ柵あり ・電柱1本あり
4	渋谷六丁目	19	4	雑種地	91	91.70	第1種住居地域	・防草シート及び単管パイプ柵あり ・電柱1本+支線1本あり
5	渋谷六丁目	19	21	雑種地	150	150.65	第1種住居地域	・防草シート及び単管パイプ柵あり ・電柱1本あり
6	渋谷六丁目	19	9	雑種地	175	175.80	第1種住居地域	・防草シート及び単管パイプ柵あり ・電柱1本+支線2本あり
7	渋谷六丁目	18	6	雑種地	18	18.59	近隣商業地域	・アスファルト舗装等なし ・砂利敷き
8	渋谷六丁目	18	15	雑種地	35	35.26	近隣商業地域	・アスファルト舗装及び単管パイプ柵あり ・電柱1本及び支線1本あり

物件案内図



323518

前 後・新同一・新

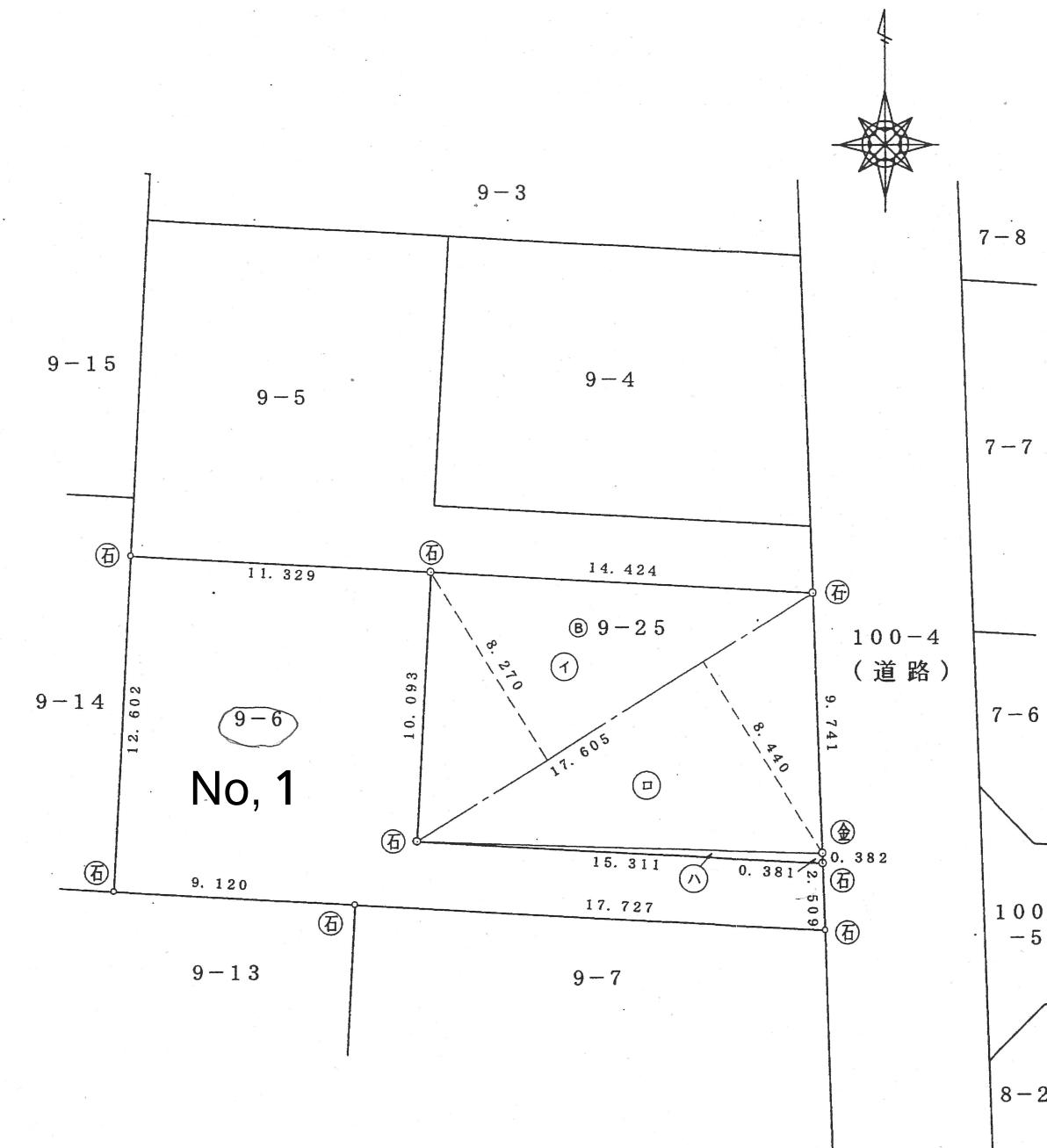
地 積 測 量 図

地 番 9-25-6

土地の所在 大和市 渋谷一丁目

地 番 ⑧ 9-25			
符 号	底 辺	高 さ	積
イ	17.605	8.270	145.593350
ロ	17.605	8.440	148.586200
ハ	15.311	0.381	5.833491
	合 計		300.013041
	面 積		150.006520
	地 積		150.00 m ²

地 番 ⑨ 6			
	公 簿	331.20	
	面 積	181.19348	
	地 積	181.19 m ²	



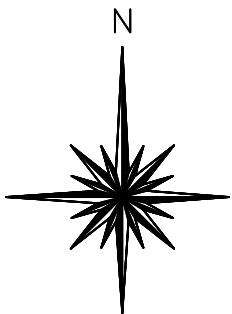
⑥	石 杭
⑦	プラスチック杭
⑧	コンクリート杭
⑨	金 属 標

作 製 者

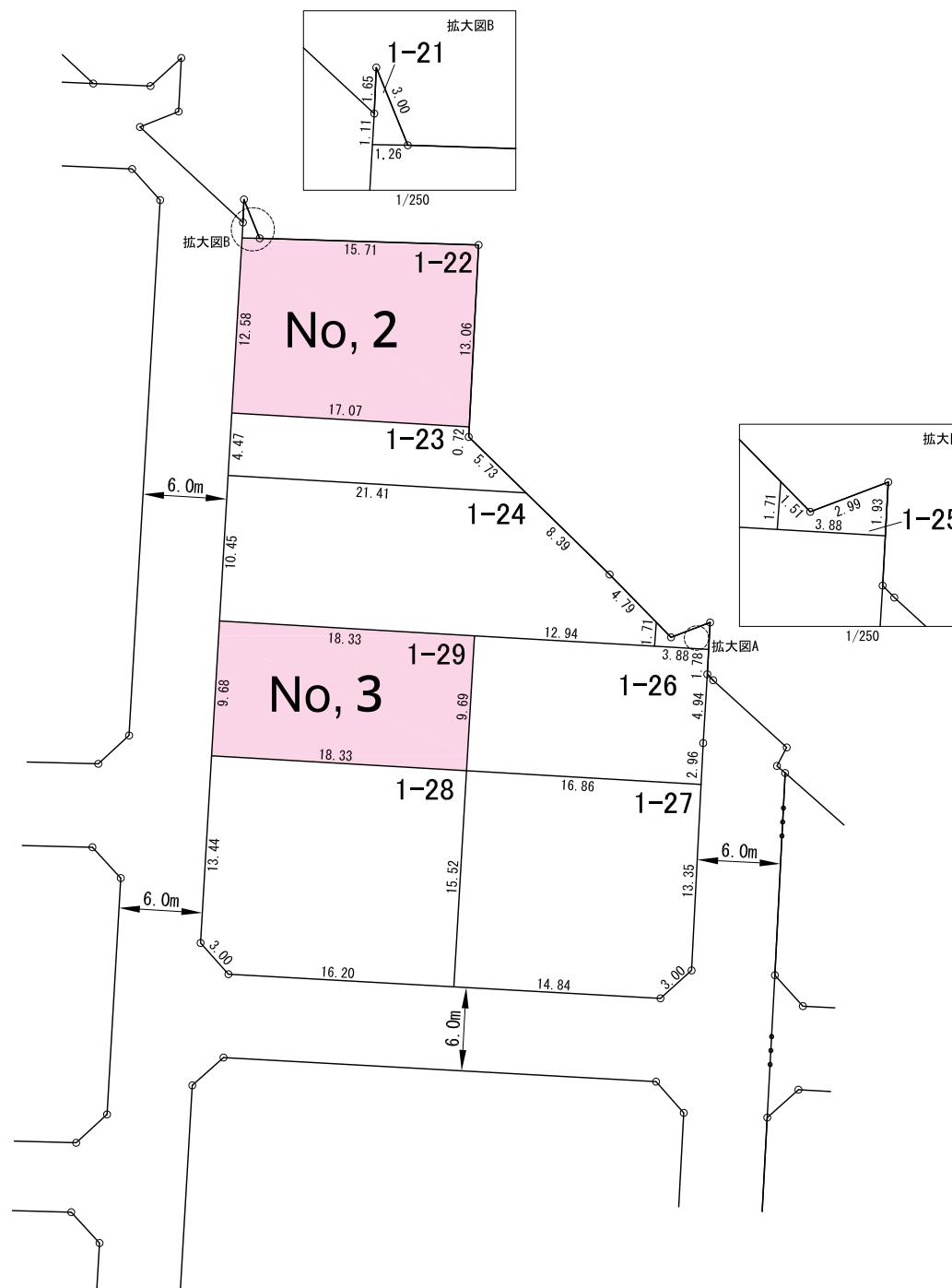
嘱託者
申請人

縮 尺

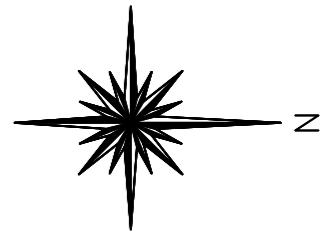
1 /
250



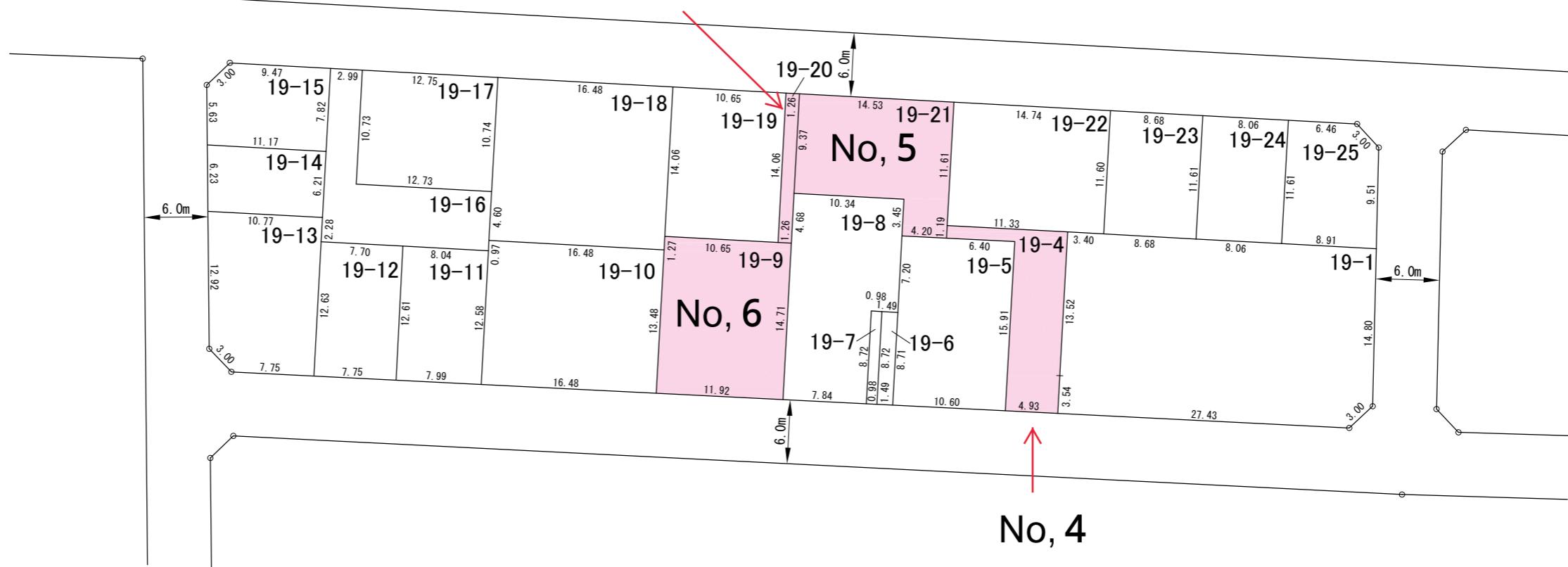
24



凡 例	
3.80 8.80 5-1	筆界及び地番 (辺長はメートル単位)
● ● ●	町 界

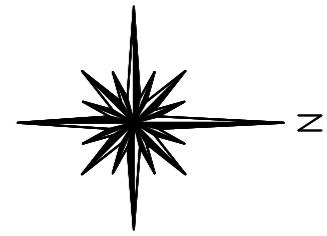


19-20は売却対象外

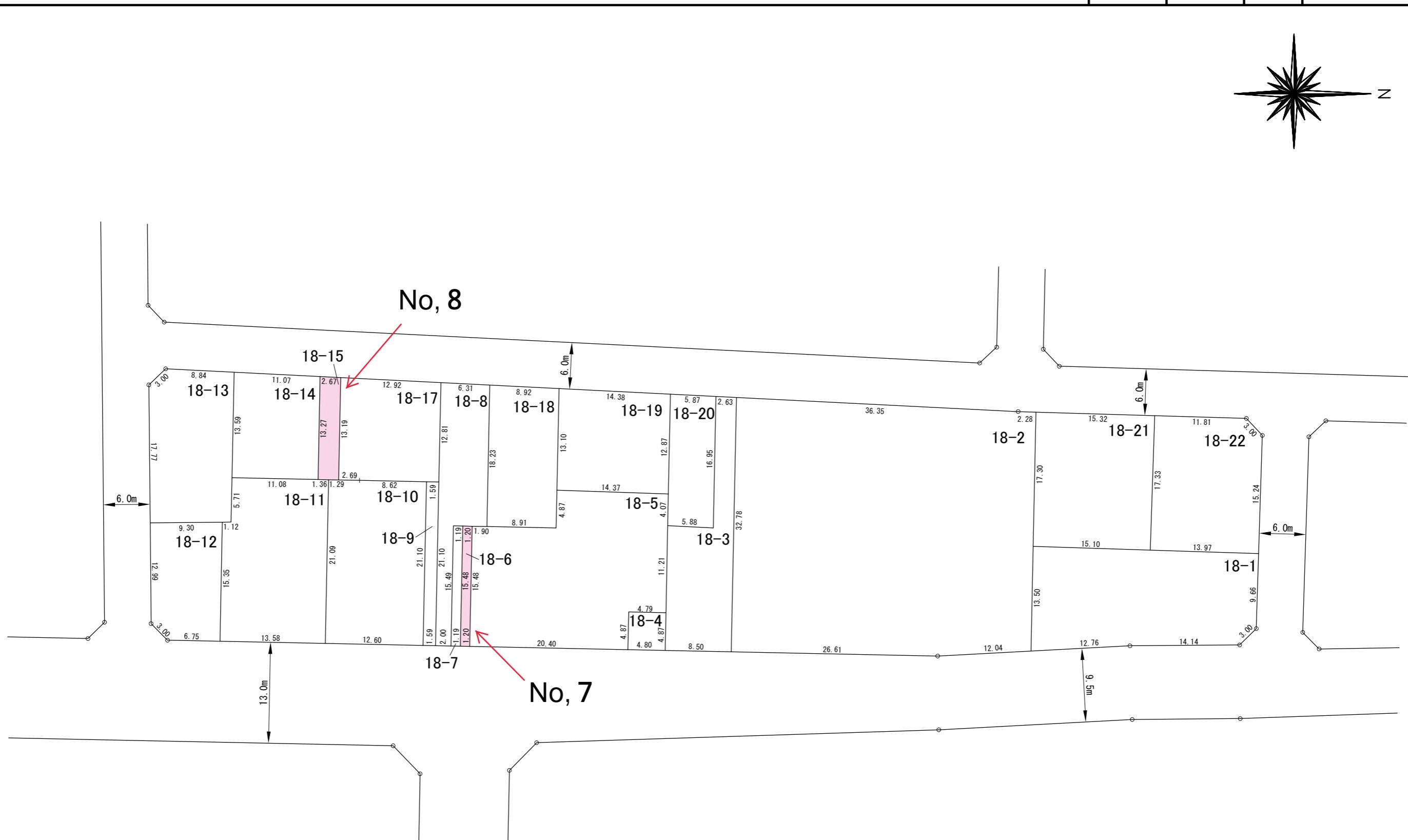


25

凡 例	
3.80 8.80 5-1	筆界及び地番 (辺長はメートル単位)
● ● ●	町 界



26



凡 例	
3.80 8.80 5-1	筆界及び地番 (辺長はメートル単位)
● ● ●	町 界

■関係法令抜粋

◆地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（一般競争入札の参加者の資格）

- 第167条の4** 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2** 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

◆大和市契約規則（昭和55年大和市規則第38号）

（一般競争入札の参加者の資格）

- 第3条** 令第167条の4に規定する者及び次に掲げる者は、一般競争入札に参加することができない。ただし、物品の売払い又は貸付けの場合にあっては、市長は、必要により第1号又は第2号の規定の全部又は一部を適用しないことができる。
- (1) 引き続き1年以上その営業に従事していない者
 - (2) 国税、都道府県税又は市町村税を納付していない者
 - (3) 大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条例第4号に掲げる暴力団員等若しくは同条例第5号に掲げる暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

◆地方自治法（昭和22年法律第67号）

（職員の行為の制限）

- 第238条の3** 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。
- 2** 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

◆大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）

(定義)

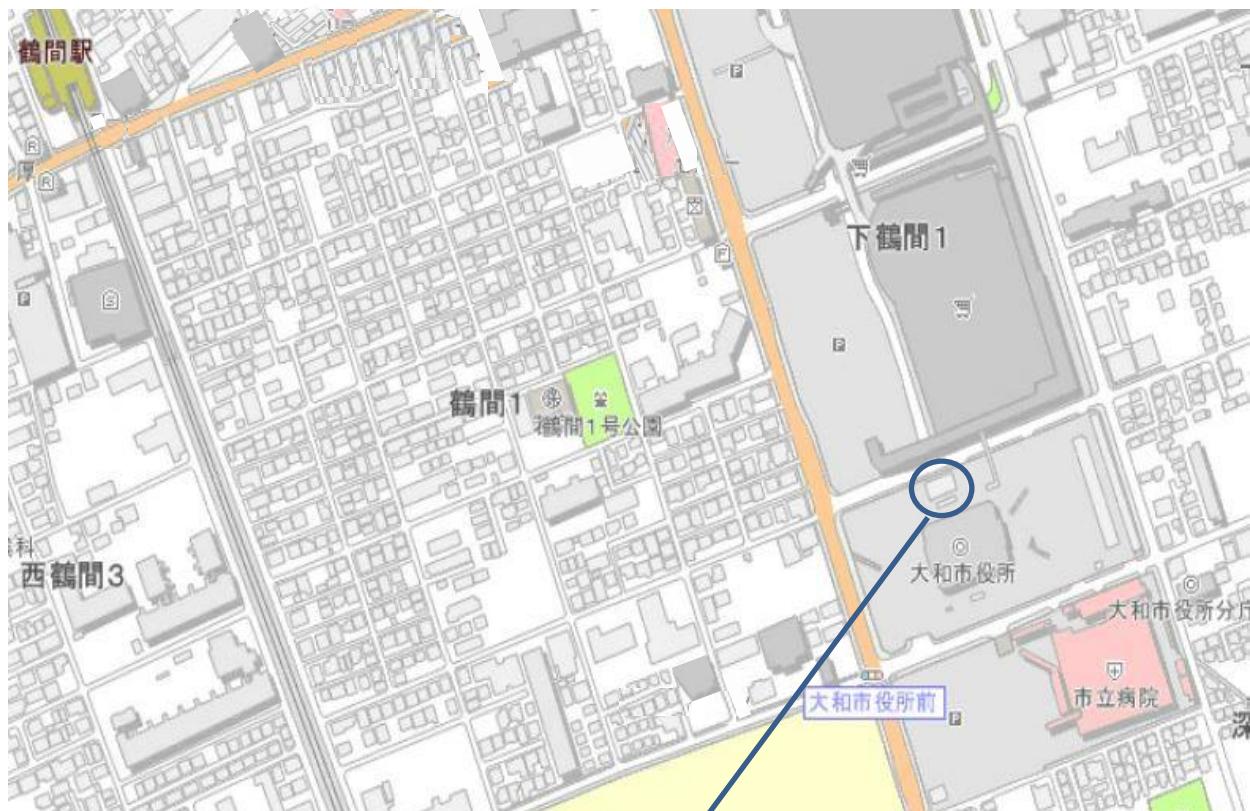
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力的排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

(市の契約事務における暴力団排除)

第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

本件入札会場の案内図



[所在地] 大和市下鶴間 1-1-1
大和市役所 会議室棟 202会議室（2階）

※大和市役所の敷地内ではございますが、本庁舎とは別の建物（本庁舎の隣にある建物）となっておりますので、ご注意ください。